

## 栗東市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月7日

栗東市監査委員 大橋 慎一  
栗東市監査委員 三木 敏嗣

### 定期監査（令和5年度8月）結果

1. 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）
2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
3. 監査の対象及び監査期日

大宝西小学校、栗東西中学校	令和5年8月21日
治田西小学校、大宝東小学校、事務支援センター	令和5年8月22日
大宝小学校	令和5年8月28日

（書類審査）

上記以外の市立小学校・中学校

4. 監査にあたった監査委員

大橋 慎一  
三木 敏嗣

5. 監査の着眼点と実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合をしながら審査を実施した。また、事業の実施状況等について関係者から説明を聴取し監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の範囲内においては、予算の執行及び財務に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。事務処理上留意すべき簡易な事項については先に関係者に通知したため記載を省略している。引き続き適正な事務の執行に努められたい。

個別の所見事項は以下のとおりである。

（裏面に続く）

### 【小学校、中学校、事務支援センター】

校長や教頭などの経験豊富な職員によるOJT研修を定期的を実施し、具体的な知識やスキルを教え、学校を取り巻く環境が変化しても、対応できる人材育成に努められたい。

学校は、児童や生徒の心と身体の成長を『サポート』する大切な役割も担っていることから、児童や生徒に集中できる校内環境整備に努められたい。

以上